

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 15号

オンラインサロンで稼ぐ？

新たなもうけ話トラブルに注意



【相談事例】

SNSで「稼ぎ方を教えます」とダイレクトメッセージが届き、無料通話アプリで相手に連絡した。そこで「ブログでアフィリエイト収入が得られる」「ビジネススキルを情報商材で提供するので『オンラインサロン（注）』で勉強できる」等と勧められ、約30万円でオンラインサロンへ入会した。契約書はウェブ上で作成して渡された。実際にブログを始めたが、「オンラインサロンの人が〇万円稼げました」などと偽りの発信を指示され、また、稼げない内容であることがわかった。解約して返金してほしい。（20歳代 男性）

（注）オンラインサロンとは、インターネット上の会員制コミュニティを指す。オンラインサロンには、いわゆるプラットフォーム事業者のサービスを利用したサロン（プラットフォーム型サロン）と主宰者が独自にSNS上のツールを利用してサロン（独自型サロン）を開設しているケースがある。

●相談事例からみる問題点

- ・SNSや友人等からもうけ話の勧誘を受けて入会するが、中身が聞いていた話と違う。
- ・本来のクローズドで気軽な双方向のやりとりができるコミュニティとしてではなく、オンラインサロン自体が稼ぐ手段として使われている。
- ・事前に契約条件、契約内容を確認できない。

●消費者へのアドバイス

- ・インターネット上や友人・知人から勧誘されるもうけ話はまず疑ってみましょう。
- ・人に紹介するよう言われた等、話が違ふと思ったら、毅然と契約を断りましょう。
- ・契約前に契約条件、契約内容を確認しましょう。
- ・トラブルに備えてSNS等のやり取りの記録は消さずに残しましょう。

●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。
消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん